

事業認定申請書図書作成GO（その2）

前回は、事業認定申請とは「強制収用する権能を与える手続きを行うこと」と説明しました。今回は、事業認定申請書作成の核心部分に触れます。事業認定申請を行うためには、当該事業の内容をよく理解する必要があります。そして、当該事業の事業計画が合理的かどうかを検証する必要があります。端的に申せば、「原因と結果を知る」ということです。何事も、原因があるから結果があるのであり、事業認定申請において、原因とは「現状の不具合（不利益、隘路）」であり、結果とは「事業効果」の事です。この事業効果を知ることにより、現状の不具合（不利益、隘路）を確認することができ、これが、事業認定申請書を作成するうえで、最も効率的で近道です。

そこで、今回のテーマは【事業効果を知る】という事を説明します。

2 事業効果を知る

事業認定申請書作成に当たり、当該事業を理解するには、当該事業の事業効果をきっちり押さえ、把握することが大切で、これにより効率的な事業認定申請書を作成することができます。なぜなら、事業効果の正反対が、当該事業を実行する「きっかけ」となったもので、当該事業の目的は、きっかけとなった不具合（不利益、隘路）を解消するために実行するからです。この事業効果の押さえ方を間違えると、とんでもない方向の整理となってしまいます。このことを連続立体交差事業から、また正反対の方向を道路事業の事例から説明しましょう。

連続立体交差事業の事業効果としては、①踏切に起因する交通渋滞や事故の解消、②鉄道により分断されていた市街地の一体化、③駅周辺の中心市街地の再生、④鉄道施設の改良による利便性や安全性の向上、等があるとされています。これらの項目に、⑤交通渋滞による騒音・大気汚染の軽減及び鉄道の高架化による騒音振動の減少、⑥周辺の土地利用に合わせて高架下の有効利用が可能、という項目のいずれかを置き換え又は付

け加えた場合、事業認定申請の説明はあらぬ方向となります。事業認定申請では、定量的な数値をもって説明文の内容を補足説明しなければなりません。連続立体交差事業を施行するに当たり、①～④までの事項については、一般的に起業者の方で事前に検証されていますが、⑤の事項は事業整備前と整備後を比較しなければ定量的に数値化はできず、また⑥の事項は高架下の利用をするために事業認定申請をするとも読み取れてしまいます。つまり、端的に言えば、⑤、⑥の事業効果を發揮するために、当該事業を施行するものではない、ということです。

次に、正反対の方向からのアプローチです。ある道路事業の事業効果としては、①必要な幅員、良好な線形及び自転車歩行者道を有する道路の整備、②現道の通過交通がバイパス道路に転換されることから、現道の交通混雑の緩和や交通事故の低減が図れる、③緊急輸送路としての機能強化により防災機能の向上が図れる、等とされています。これを正反対の方向で捉えた場合の不利益は、①現状の道路が道路構造令に規定された幅員や曲線半径を満たしておらず、自転車歩行者が多いにも関わらず自転車歩行者道の整備状況が悪い、②現道の自動車交通は渋滞が発生しており、人と車との人身事故、車と車との物損事故による死亡事故等の交通事故の発生しているため、現道の交通量をバイパス部に一部転換させる必要がある、③災害対策基本法により策定された地域防災計画において、現道は緊急輸送道路として位置づけられているにもかかわらず、災害時の緊急活動・物資輸送等の重要な役割を担う道路としての機能を果たしていない、と読み取れます。

このように、事業効果を的確に知ることにより、現状の不具合（不利益、隘路）を正しく捉えることができ、これを事業認定申請書に反映させるように、事業認定申請書を作成すれば良いということです。

次回は、効率的かつ効果的な事業認定申請書作成について、説明します。